

日本の敗戦と中国残留邦人

昭和20年8月9日、突然ソ連軍が国境を越え侵攻してきました。不意の攻撃を受けた22万人の日本人は着のみ着のままで長途の逃避行を余儀なくされました。ようやく収容所にたどり着いても敗戦下の情勢では十分な援助はなく、飢えと寒さに苦しみ、伝染病が蔓延する劣悪な環境下、終戦から翌年5月までに約18万人が亡くなりました。

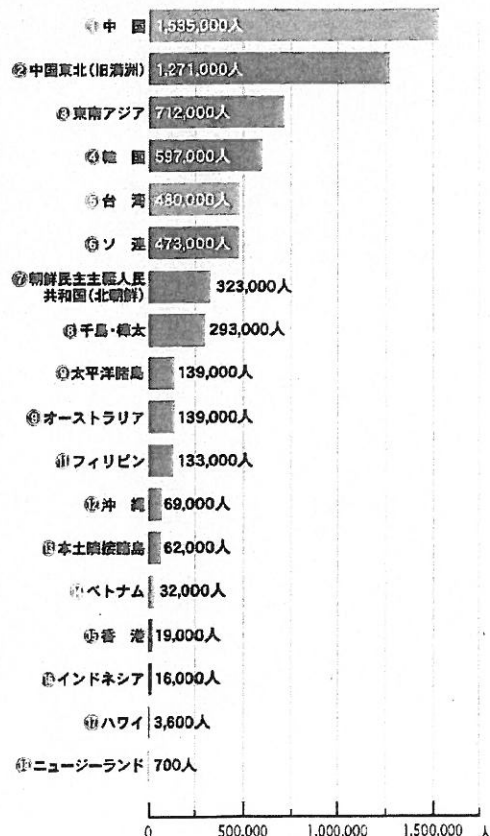
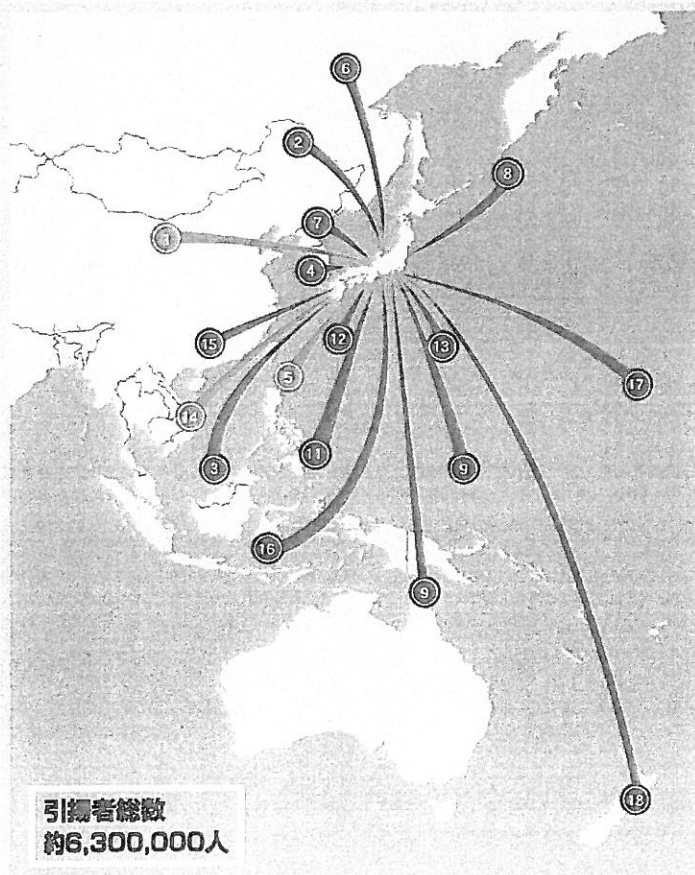
このような中、家族と離れ離れになったり、生存の望みを託して預けられたりするなどして中国人に育てられた子どもたちや、生活のため現地で結婚するなどして中国に留まった女性たちなどが、「中国残留邦人」と呼ばれる方々です。

満洲からの引揚げ

ソ連軍管理地域であった満洲からの引揚げは、同軍撤退後ようやく始まり、昭和21年5月、最初の引揚げ船がコロ島（現在の中華人民共和国遼寧省南西部の葫蘆島市）を出航しました。収容所などで一冬を越した引揚者は着のみ着のまま、誠に気の毒な姿でした。集団引揚げは中国の内戦や建国などで一時期中断されましたが、昭和28年には一部再開され、昭和33年7月白山丸の舞鶴入港をもって終了しました。

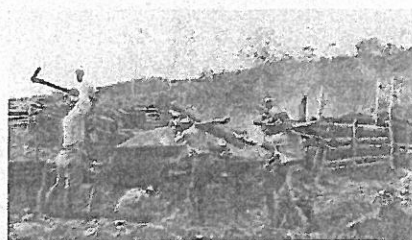
海外からの引揚者は約63万人、満洲からの引揚者は20万人となっています

海外同胞引揚げ概況図



先の大戦の末期、満洲（現在の中国東北部）には約155万人の日本人が住んでいました。一方、満洲一帯に展開していた関東軍（日本の陸軍）は、昭和18年秋以降、精鋭部隊を激戦地のフィリピン戦線などに送り、新たに昭和19年から20年にかけて満洲在住の壮年男子を召集しましたが、すでに兵器、装備も不足していて訓練もままならず弱体化していました。

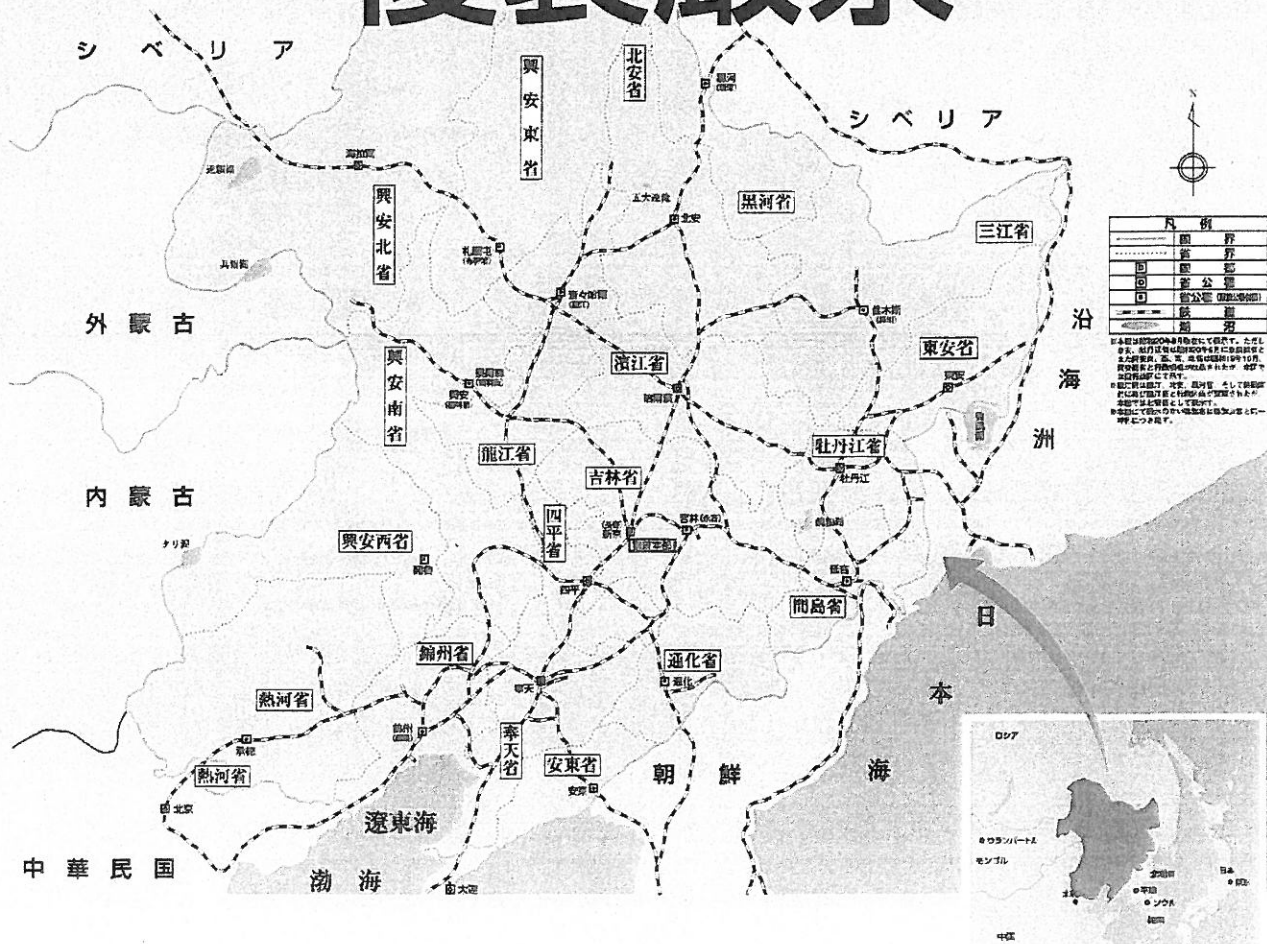
開拓団の作業風景



出典：「写真集 湖州開拓青少年義勇軍」

滿洲櫻泥區

複製嚴禁



中国帰国者支援・交流センター

東北センター

〒980-0014
宮城県仙台市
青葉区本町3-7-4
宮城県社会福祉会館内
TEL:022-263-0948
FAX:022-715-8507



北海道センター

〒060-0002
北海道札幌市
中央区北2条西7-1
北海道社会福祉総合センター3階
TEL:011-252-3411
FAX:011-252-3412



東海・北陸センター

〒461-0014
愛知県名古屋市
東区植木町1-19
日本棋院中部会館6階
TEL:052-954-4070
FAX:052-954-4071



首都圏センター

〒110-0015
東京都台東区
東上野1-2-13
カーニブレイス新御徒町6F
TEL:03-5807-3171
FAX:03-5807-3174



中国・四国センター

〒732-0816
広島県広島市
南区比治山本町12-2
広島県社会福祉会館内
TEL:082-250-0210
FAX:082-254-2464



複製厳禁

近畿センター

〒530-0026
大阪府大阪市
北区神山町11-12
近畿中国帰国者支援・交流センター
TEL:06-6361-6114
FAX:06-6361-2997



九州センター

〒810-0044
福岡県福岡市
中央区六本松1-2-22
福岡県社会福祉センター内
TEL:092-713-9988
FAX:092-713-9987



活動の様子



日本語教室



書道体験



クラブ活動

平成20年4月から始まった『新たな支援』

中国残留邦人の方々は、長期の残留で日本人としての生活を失ったことにより日本語の習得や就労が難しく、また、高齢で帰国した方については老後の備えが不十分であるなど、経済的に自立出来ないことや、言葉や文化の違いから地域住民との付き合いが希薄となり社会的に孤立するなど、多くの困難に直面していました。

これを受け、国と自治体では、平成20年4月から「新たな支援」として、高齢であることなど一定の条件を満たす中国残留邦人の方々に対しては「老齢基礎年金等の満額支給」と「補完する支援給付」による「老後の生活支援」を、また、全ての中国残留邦人の方々に対しては、研修施設退所後も身近な地域で永続的に日本語等を学び、地域住民の皆さまとの交流を図り安心した生活を送れるよう「地域社会での支援」を開始しました。

老後の生活支援

● 老齢基礎年金等の満額支給

帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、特例的に保険料の追納を認めるとともに、追納に必要な額は、全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給できるようにします。

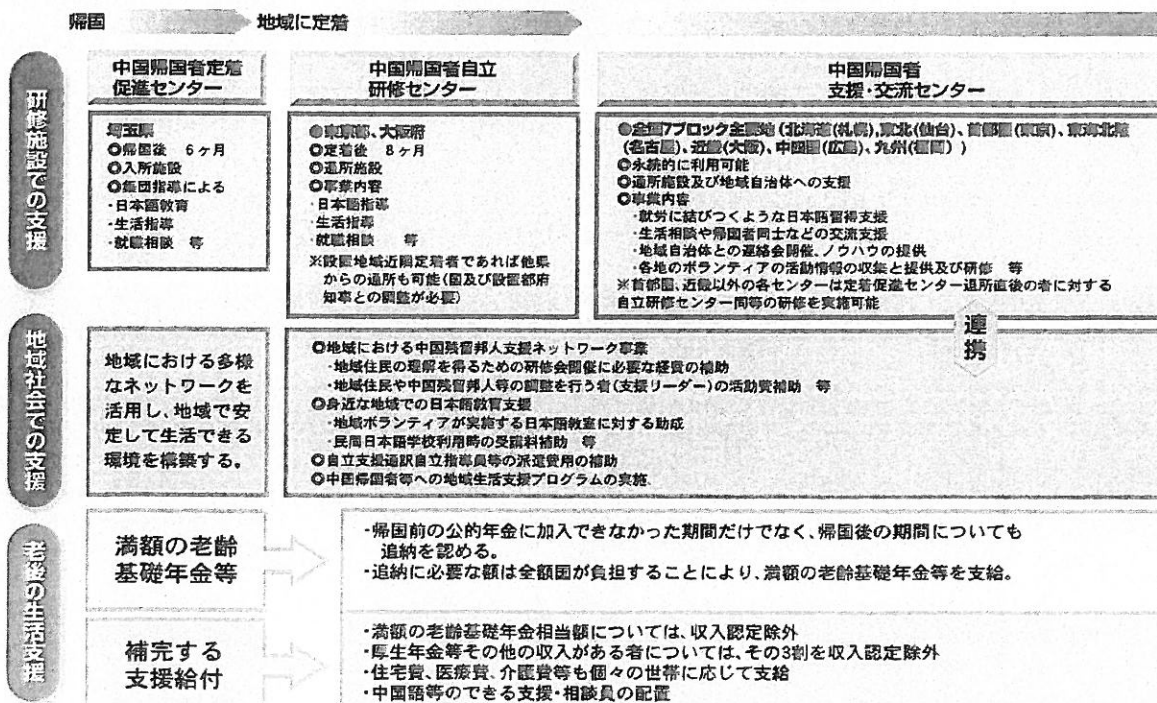
● 補完する支援給付

満額の老齢基礎年金等の支給に加えて、その方の属する世帯の収入の額が一定の基準を満たさない場合には、支援給付を行います。

地域社会での支援

- 地域における多様な施設や活動をネットワークとして、中国残留邦人が気軽に活動に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解、見守りや支え合いなど地域で安定して生活できる環境を構築します。
- 身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を実施します。

支援の概要



けん しゅう し せつ

研修施設における支援

中国残留邦人の方々とその家族が帰国し、日本の社会で定着自立していく過程で様々な問題が生じましたが、その根底には共通して、日本と中国との生活習慣の違いと日本語習得の難しさがありました。

厚生労働省は、この問題を解決するため昭和59年2月、埼玉県所沢市に中国帰国孤児定着促進センター（現在「中国帰国者定着促進センター」と改称）を開設しました。帰国者は帰国直後の6カ月間、家族とともに入所して日本語研修に励んでいます。

また、昭和63年には、自治体の協力を得て「中国帰国者自立研修センター」を、平成13年11月には「中国帰国者支援・交流センター」を、それぞれ全国各地に開設し、日本語学習支援事業、相談事業、交流事業などを中・長期的に行っています。

中国帰国者定着促進センター



〒359-0042

埼玉県所沢市並木6-4-2

TEL : 04-2995-5317

FAX : 04-2995-5319

複製厳禁

研修棟

宿泊棟



中国帰国者自立研修センター

東京

〒162-8953

東京都新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ 5階東京都社会福祉協議会

TEL : 03-3268-8083

大阪

〒542-0065

大阪府大阪市中央区中寺1-1-54

TEL : 06-6762-9471

にく しん ちょう さ 日中国交正常化と肉親調査

昭和33年の集団引揚げ終了後、昭和47年の日中国交正常化までは、赤十字社を通じた少数の個別引揚げのみでしたが、国交正常化以後、帰国事業が本格的に進められることとなりました。

このような中、家族と離れ離れになったり、生存の望みを託して預けられたりするなどして中国人に育てられた子どもたち、いわゆる孤児と呼ばれる方々からは「自分は誰なのか、肉親は健在なのか」などの調査依頼が多数寄せられました。

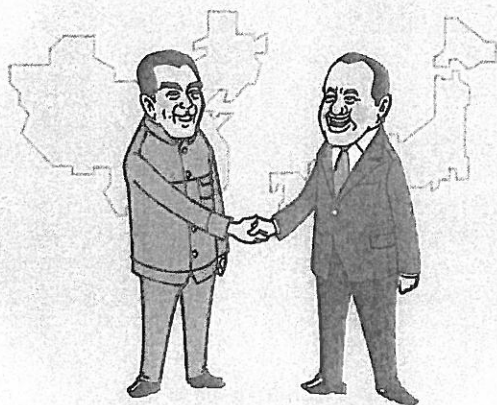
厚生労働省は、保有資料との照合や報道機関の協力による公開調査により身元解明の促進を図りましたが、年々難しくなっていました。

離れ離れになった我が子、兄弟の消息を求めている日本の親族にとっても写真や断片的な情報だけでは肉親と断定する決め手に欠き、実際に孤児と対面、対話することで確認できる手がかりが得られるのではないかとの思いがあったことから、昭和56年3月、47人の孤児を日本に招き報道機関の協力を得て肉親捜しが行われ30人の身元が確認できました。

この調査は現在も引き続き行われており、平成21年までに2,204人が訪日、うち684人の身元が判明しました。

田中角栄と周恩来

複製厳禁



日中国交樹立：周恩来首相と握手する田中角栄首相

中国残留日本人孤児 公開名簿							
(平成21年度)							
新たに帰国された方がまだ見ぬ肉親を求めています。 心当たりの方や手掛かりのある方はご連絡をお願いします。							
氏名：曲美琴 生年月日：昭和21年11月10日 出身地：山東省済南府済南市 備考：昭和47年、赤十字社を通じて日本に送られた。その後、孤児院で生活した。現在は、中国に残っている。		曲美琴					
氏名： 生年月日： 出身地： 備考：		氏名					
厚生労働省 中国残留孤児対策室 <table border="1"> <tr> <td> 厚生労働省 中国残留孤児対策室 </td> <td> 03-5263-1111 内線 3493~3494 </td> <td rowspan="2"> 9:00~18:00 ただし土日祝日は休み </td> </tr> <tr> <td> 電 話 </td> <td> 03-3595-2456 ファックス 03-3503-0116 </td> </tr> </table>			厚生労働省 中国残留孤児対策室	03-5263-1111 内線 3493~3494	9:00~18:00 ただし土日祝日は休み	電 話	03-3595-2456 ファックス 03-3503-0116
厚生労働省 中国残留孤児対策室	03-5263-1111 内線 3493~3494	9:00~18:00 ただし土日祝日は休み					
電 話	03-3595-2456 ファックス 03-3503-0116						

中国残留日本人孤児 公開名簿

地域社会での支援の取り組み

自治体では、中国残留邦人の方々のニーズに合わせた、いろいろな事業に取り組んでいます。また、中国帰国者支援・交流センターでは、このような自治体の取り組みを支援し、中国残留邦人の方々が安心して暮らしていける地域作りをお手伝いしています。

この取り組みに必要なのは、地域の皆さまの温かい理解と協力です。
あなたもぜひ、地域社会での支援に参加して下さい。



複製厳禁

市民祭への参加

事業の個別説明

※これらの事業は、市区町村(または都道府県)が行い、その経費を国が補助するものです。

地域の ネット ワーク づくり	①広報活動	地域の皆さんに対して、中国残留邦人等の方々が置かれた立場や状況についての理解を求める広報活動などを行います。
	②支援リーダー	地域の行事や催しなどに、中国残留邦人等の方々が気軽に参加できるように、行政や地域住民との調整を行う人物(支援リーダー)を配置します。
	③交流事業	料理教室や、太極拳教室など、中国残留邦人等の方々と地域の皆さんが互いに交流できる事業を開催します。
	④研修会	支援者(行政職員や通訳さん)の資質向上を目的とした研修会を開催します。また、各種研修会への参加旅費を支給します。
日本語の 教育	⑤日本語教室	地域のボランティアさんなどと協力して、日本語教室を実施します。
	⑥民間学校利用	民間の日本語学校を受講するための受講料と入学金を支給します。
通訳 などの 派遣	⑦自立支援通訳	病院や、市役所などの公共機関を訪問される時に、中国語(またはロシア語)の通訳を派遣します。
	⑧自立指導員	日常生活に関する相談などに応じ、必要なアドバイスを行う人物(自立指導員)を派遣します。
	⑨就労相談員	就労に関する相談に応じ、公共職業安定所や企業などへの引率を行う人物(就労相談員)を派遣します。
	⑩巡回相談員	医師による地域の巡回や個別訪問の方法により、健康相談を行います。
	⑪その他	⑦～⑩以外の相談事業を行うための経費を支援します。 ※⑦～⑩は、支援・相談員(支援給付のお手伝いをする人)でも行うことができます。
交通費や 教材費 などの 支給	⑫交通費・教材費	身近に道うことのできる日本語教室や交流事業を紹介して、事業に参加するための交通費や教材費を支給します。
	⑬自学自習	日本語を自宅で勉強したいという方に対して、適切な教材を紹介し、必要な教材費を支給します。
	⑭資格取得	就労に役立つ資格(日本語能力試験、介護福祉士その他各種資格)の取得にかかる受講料及び受験料を支給します。
	⑮独自事業	①～⑭以外の中国残留邦人等に対する支援事業にかかる経費を支援します。

こんな
中国残留邦人
世帯には…

